

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年10月31日、資格喪失日に係る記録を36年4月4日とし、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月31日から36年4月4日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社所有のB丸に乗船していた期間のうち、申立期間が船員保険被保険者期間となっていないことが分かった。

B丸に乗船したのは5期間で、このうち4期間は船員保険被保険者期間となっているが、申立期間だけが被保険者期間となっていない。船員手帳には乗船記録が記載されているので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳により、申立人は、昭和35年10月31日から36年4月3日までの期間、A社を船舶所有者とするB丸にC職種として乗船していたことが確認できる。

また、当該船員手帳により、申立人は、B丸に5期間乗船していたことが確認できるところ、オンライン記録においては、このうちの申立期間のみが船員保険被保険者期間となっていないが、船員手帳の記載内容から、いずれの期間についても、申立人は、C職種として乗船しており、申立期間と船員保険被保険者期間との間で、その業務内容や雇用形態等に相違はうかがえない。

さらに、A社の元取締役は、「船員手帳に雇入期間が記載されているのに、船員保険の加入記録が無いことはあり得ない。乗船の際には必ず船員保険にも

加入させていた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同じ業務に従事していたとする元船員に係るオンライン記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の代表社員は、「当時の資料が無いことから不明である。」と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ったとは考え難いことから、事業主から被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年10月から36年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年10月から16年8月までを17万円、同年9月から17年8月までを18万円、同年9月から18年3月までを19万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成18年4月から同年8月までを19万円、同年9月から20年3月までを22万円に訂正することが必要である。

なお、いずれの申立期間に係る事業主も、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年4月1日から18年4月1日まで
② 平成18年4月1日から20年4月1日まで

両親に「ねんきん特別便」が送付されたことをきっかけに、平成19年11月に自身の標準報酬月額について社会保険事務所(当時)に照会したところ、厚生年金保険の記録における標準報酬月額の記録と、私の所持する給与支給明細票に記載されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が異なっていることが分かった。

調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①の標準報酬月額については、申立人が所持

する給与支給明細票、源泉徴収票、村民税・県民税特別徴収税額の通知書及び市民税・県民税所得証明書により確認又は推認できる保険料控除額から、当該期間のうち、平成12年10月から16年8月までは17万円、同年9月から17年8月までは18万円、同年9月から18年3月までは19万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与支給明細票等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間において、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する上記給与支給明細票等により確認又は推認できる保険料控除額から、平成18年4月から同年8月までは19万円、同年9月から20年3月までは22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、年金事務所が保管するA社に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」及び「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届」（平成18年及び19年算定）に記載されている報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることから、事業主は、申立期間②において、実際の報酬月額を届け出していないものと認められる。その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成11年4月1日から同年12月1日までの期間及び12年2月1日から同年4月1日までの期間については、申立人が所持する給与支給明細票から、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額である。

また、申立期間①のうち、平成11年12月1日から12年2月1日までの期間及び同年4月1日から同年10月1日までの期間については、申立人は、当該期間の給与支給明細票を所持していないが、申立人が所持する当該期間前後の給与支給明細票及び源泉徴収票等から、事業主が源泉控除していたと推認できる厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と同額であることがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、平成11年4月1日から12年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に

基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から51年3月までの期間、51年8月から55年3月までの期間、57年10月から58年9月までの期間及び平成14年1月から20年8月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から51年3月まで
② 昭和51年8月から55年3月まで
③ 昭和57年10月から58年9月まで
④ 平成14年1月から20年8月まで

私の妻宛ての「ねんきん定期便」が送付されたのを契機として国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の付加保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続は、私が20歳になったときに父が行ってくれた。その後、付加年金制度ができたので制度発足時から加入し、定額保険料と共に付加保険料の納付を行ってきたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、父親が付加年金制度発足当初から国民年金付加保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、特殊台帳及びA町役場（現在は、B市役所C支所）作成の国民年金被保険者名簿（紙台帳）には、付加保険料の任意の納付申出に係る「付加年金加入日」が申立期間②直後の昭和55年4月17日と記載されており、制度上、任意の納付申出に係る付加保険料を遡って納付することはできず、申立人の父親が当該期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

申立期間③について、特殊台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録

により、申立人は、当該期間直後の昭和 58 年 10 月 1 日に付加保険料の納付義務が生じる農業者年金に加入したものの、60 年 10 月 4 日に、その加入日が当該期間当初の 57 年 10 月 1 日に記録訂正されたことが確認でき、当該記録訂正時点で、当該期間の大部分は時効により付加保険料を納付することができない期間である上、申立人は、付加保険料を遡って納付した記憶は無いとしていることから、申立人が当該期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

申立期間④について、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿により、当初、平成 14 年 1 月及び同年 2 月の付加保険料が納付されていたものの、その後、申立人が農業者年金の加入対象者に該当せず、付加保険料の納付義務が無いことが判明したことから、14 年 1 月 1 日付けで付加保険料納付に係る非該当処理が行われ、納付済みであった 14 年 1 月及び同年 2 月の付加保険料が同年 3 月に還付決議されたことが確認でき、それ以降は付加保険料を含めた納付書は発行されず、申立人が当該期間の付加保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から51年5月までの期間、平成6年3月及び6年6月から14年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から51年5月まで
② 平成6年3月
③ 平成6年6月から14年3月まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間の国民年金の付加保険料の納付記録が未納となっていた。改めて国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の付加保険料の納付事実が確認できなかったとの回答を受け取った。

国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続は、結婚後に夫が行ってくれた。

保険料納付は、国民年金の加入期間全てにわたり、夫婦同じように付加保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、国民年金受付処理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間直後の昭和51年6月頃に払い出されたものと推認でき、A町役場（現在は、B市役所C支所）作成の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び特殊台帳には、付加保険料の納付申出に係る「付加年金加入日」が当該期間直後の同年6月21日と記載されていること、国民年金被保険者名簿には、49年6月から51年3月までの期間の定額保険料が51年7月31日に過年度納付されたことが記載されていることから、制度上、納付申出に係る付加保険料は遡って納付することができず、申立人の夫が当該期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

申立期間②について、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により、当該期間の定額保険料が平成6年6月24日に過年度納付されたことが確認でき、上記と同様に、制度上、付加保険料を遡って納付することはできず、申立人の夫が当該期間の付加保険料を納付したとは考え難い。

申立期間③について、上記のとおり、申立人は、昭和51年6月に付加保険料の納付申出を行っており、その後、納付の中止等の申出を行っていないことが確認できる。しかし、D銀行E支店における申立人の預金取引明細表により、当該期間のうち、平成13年6月から14年3月までの期間に口座振替された保険料は定額保険料のみで、付加保険料が含まれていないことが確認できること、オンライン記録から確認できる当該期間の保険料の収納日は、A町役場が当時、保険料の口座振替日としていたとする日と一致することから、申立人は、当該期間の当初から保険料を口座振替により納付していたと考えられ、申立人は、付加保険料の納付申出を行っていたものの、何らかの事情により、申立人の銀行口座から振り替えられた保険料は、当該期間当初から定額保険料のみとなり、付加保険料は振り替えられなかったと考えられる。

また、申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 1 日から 34 年 6 月 16 日まで
② 昭和 37 年 7 月 5 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 4 日から 42 年 3 月 1 日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 42 年 9 月 13 日に社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されている。

また、申立期間①の A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、並びに申立期間②の B 事業所及び申立期間③の C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間①、②及び③に係る脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 42 年 10 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえぬ。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 30 年 3 月 20 日まで
② 昭和 30 年 8 月 1 日から 36 年 3 月 25 日まで

60 歳になる前に、自身の年金記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和 36 年 5 月 17 日に社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されている上、申立期間②の A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の同年 7 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間①及び②と申立期間②後に厚生年金保険に再加入した際の被保険者記号番号は別番号となっており、申立人が申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したために別の記号番号が払い出されたものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年12月11日から30年9月26日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できるとともに、脱退手当金を受給できる根拠となった当時の厚生年金保険法の該当条項（69の1）が記載されている上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和30年11月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の前後各50人以内の被保険者のうち、脱退手当金受給資格者63人について調査したところ、38人に脱退手当金の支給記録があり、このうちの35人の脱退手当金はいずれも、資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことがオンライン記録から確認できる上、連絡先が判明した2人は、「退職時に脱退手当金について説明を受け、会社で脱退手当金を受け取った。」「書類は会社の人を書き、脱退手当金と退職金を一緒に受け取ったことを覚えている。」と証言していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は通算年金制度創設前の昭和30年11月16日

に支給決定されており、申立人は、「退職後は事業所に勤務する意思はなかった。」としているところ、A社B工場を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 56 年 12 月 1 日まで

私と同じように、A事業所からB団体に行ったことがある人から、同団体に勤務していた期間に厚生年金保険の加入記録があると聞き、社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないとのことであった。

私は、昭和 55 年 1 月にA事業所を退職し、B団体に入ったが、同団体の給料明細書には厚生年金保険料の控除額が記載されていた記憶がある。

B団体に勤務していた期間には、C共済組合の掛金及び厚生年金保険料を納めたはずなので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B団体の後継団体であるD団体保管の人事記録及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和 55 年 1 月 21 日から 56 年 11 月 16 日までの期間に同団体の職員であったことが確認できる。

しかしながら、D団体では、申立人がB団体の職員であった期間に、その給与から厚生年金保険料が控除されていたかについて、「申立人に係るE厚生年金基金の加入員記録が存在しないことから、控除していなかったと思われる。」と回答している。

また、申立人が自身と同様に、A事業所からB団体に行き、同団体の勤務期間に厚生年金保険の加入記録があるとする元職員については、オンライン記録により、昭和 54 年 12 月 15 日から 57 年 3 月 6 日までの期間、C共済組合に加入しながら、B団体F局で厚生年金保険に加入していたことが確認できる。しかし、申立人の元同僚が、上記元職員が同団体へ行った翌年の 55 年 1 月に申

立人と一緒にA事業所から同団体に転出したとする4人については、いずれも同団体F局での厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、B団体F局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月20日から34年1月8日まで

『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、昭和34年1月28日に社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に対し、脱退手当金の算定に必要な標準報酬月額等を回答したことが記録されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金は通算年金制度創設前の昭和34年4月11日に支給決定されており、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

さらに、申立人は、「私は、お金は受け取っていないが、タンスは受け取った記憶がある。」としているところ、オンライン記録から、脱退手当金支給記録が確認できる従業員のうちの一人は、「当時は退職の際に、会社から何が欲しいかを聞かれ、反物やタンスなど欲しい物を選ぶことができた。私の知っている人には、反物を受け取った人もいれば、タンスを受け取った人もいる。私は、反物を受け取ったが、社会保険事務所から、『それは脱退手当金が姿を変えたものだ。』と説明されたので、お金は受け取っていないが、脱退手当金を

受け取ったことに間違いは無い。」旨証言していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われたことがうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月30日から27年3月1日まで
② 昭和28年7月1日から同年11月1日まで

「『脱退手当金を受け取られたかどうか』のご確認について」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が脱退手当金支給済期間となっていることが分かった。

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和29年4月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、被保険者整理番号が申立人の前後各50番以内の被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後3年以内に資格喪失した脱退手当金受給資格者18人について調査したところ、13人に脱退手当金の支給記録があることが確認でき、このうちの11人の脱退手当金はいずれも、資格喪失日から6か月以内に支給決定されたことがオンライン記録から確認できる上、連絡先が判明した2人のうちの1人は、「私は脱退手当金を受け取った。当時は会社が勝手に手続をしていたようだ。」と証言していることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても事業主による代理請求が行われた可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人の脱退手当金は通算年金制度創設前の昭和29年4月8日に支給決定されており、A社を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成11年10月1日から12年10月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間のうち、平成12年10月1日から14年9月1日までの期間について、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年10月1日から14年9月1日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、給与額よりも低額になっていることが分かった。

厚生年金保険の記録では、申立期間の標準報酬月額は30万円となっているが、当時の給与額は60万円であり、申立期間当時の標準報酬月額は59万円になると思うので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成11年10月1日から12年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する59万円と記録されていたが、12年9月25日付けで、遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社の当時の事務担当者は、「一時期、社会保険料を納付していなかった。社会保険事務所（当時）から依頼されて届出をしたと思う。」としている。

しかし、A社の商業登記簿から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できるところ、上記の事務担当者は、「申立人に厚生年金保険関係書類への押印をしてもらっており、申立人自身が代表取締役印を保

管していた。また、毎月の給与明細書も申立人に渡していた。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に同意していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の見直しに同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。

申立期間のうち、平成12年10月1日から14年9月1日までの期間について、A社が保管している当該期間に係る「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている申立人の標準報酬月額は、30万円となっていることが確認できる。

また、上記の事務担当者は、「親会社からの指示で、申立人の給与を減額した記憶がある。」旨を述べている。

さらに、申立人は、当該期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等を所持しておらず、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録見直しの対象とすることはできない旨規定されている。

したがって、仮に、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、特例法に基づく記録見直しの対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 9 日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間に支給された賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間の特別手当支給明細書には賞与の支給額が記載されているのに、事業主のミスにより、当該賞与に係る保険料が適切に納付されなかったことから、標準賞与額の記録が無いと思われるので、調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A団体が保管する申立人に係る「特別手当支給明細書兼台帳」（平成 17 年冬季・12 月 9 日支払）には、特別手当として 111 万 9,763 円が支給されたことが記載されているが、厚生年金保険料欄に控除額の記載は無く、同手当から厚生年金保険料が控除されたことが確認できない。

また、申立人が所持している「特別手当支給明細書」（平成 17 年冬季分・12 月 9 日支給）の社会保険料欄には 8,958 円と記載されているが、当該金額は、上記「特別手当支給明細書兼台帳」の社会保険料控除の内訳欄に記載された雇用保険料控除額と一致している上、A団体が保管する申立人に係る「平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」の社会保険料等の控除額欄に記載されている金額は、上記雇用保険料控除額と同額であることが確認できる。

さらに、A団体が加入するB健康保険組合が保管する申立人に係る「平成 17 年度賞与異動状況名簿」には、申立人の申立期間に係る賞与の記録が確認できない。

加えて、A団体は、「当時の担当者の理解不足により、12 月支給の賞与から、

厚生年金保険料を控除しなかったことから、納付していない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間について、申立てどおりの標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで
③ 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 11 月 30 日まで

年金の裁定請求のときに、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことを不審に思い、社会保険事務所（当時）に何度か調査をしてもらったが、いずれの期間も厚生年金保険被保険者期間となっていない旨の回答を受け取った。

その後、「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり、申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

申立期間当時は、確かにA事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「A事業所 20 周年記念誌」に記載されている元職員の厚生年金保険の加入記録から、A事業所の職員が厚生年金保険に加入する場合には、B役場（現在は、C市役所）において加入していたことが確認できる。

上記記念誌の職員名簿には、勤務期間の記載は無いものの、申立人の氏名が確認できる上、いずれの申立期間もB役場において厚生年金保険に加入していたことがオンライン記録から確認でき、A事業所でD職種として勤務していたとする元同僚の証言から、申立人がいずれの申立期間中もA事業所にE職種として勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C役所は、「当時の資料は、文書保存期間が過ぎており提供できない。」と回答していることから、いずれの申立期間についても、申立人

の勤務状況及び厚生年金保険料の控除等の状況を確認することができない。

また、昭和41年11月30日まで申立人と同様にE職種として勤務していたことが上記記念誌から確認でき、上記元同僚が申立人の前任者であるとしている元職員については、当該勤務当時、B役場における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、B役場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、いずれの申立期間においても、申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠落も無い上、オンライン記録から、申立人は、いずれの申立期間においても国民年金に加入し、保険料を納付していたことが確認できる。

このほか、申立人のいずれの申立期間についても厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。